

四日市市告示第 424 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年 10月 20日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図 位置番号
1	茂福 6 3 号線	茂福町938-8 茂福町938-7	5.5~12.5	27.3	NO. 1
2	羽津 7 1 号線	大字羽津字井詰甲2618-3 大字羽津字井詰甲2618-7	6.5~10.0	55.1	NO. 2
3	ときわ 6 0 号線	ときわ五丁目1477-9 ときわ五丁目1477-6	5.4~8.3	34.9	NO. 3
4	日永西 1 2 2 号線	日永西三丁目3624-2 日永西三丁目3624-1	6.0~9.5	32.5	NO. 4
5	日永西 1 2 3 号線	日永西三丁目3725-1 日永西三丁目3725-7	6.1~9.7	53.6	NO. 5
6	日永西 1 2 4 号線	日永西一丁目4532-1 日永西一丁目4532-6	6.0~8.8	34.3	NO. 6
7	泊 1 8 号線	大字泊村字内谷1079-36 大字泊村字内谷1079-37	4.5~9.5	18.9	NO. 7
8	泊 1 9 号線	大字泊村字内谷1079-44 大字泊村字内谷1079-43	6.0~14.0	32.3	NO. 8
9	前田 3 3 号線	前田町980-116 大字泊村字囲井ヶ腰4182-1	6.0~8.2	86.8	NO. 9
10	東阿倉川 3 5 号線	大字東阿倉川字北出口185-1 大字東阿倉川字北出口183-2	6.0~9.5	37.6	NO. 10